

## 実施方針の策定の見通し（令和3年度）

令和3年11月18日

茨木市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第1項の規定に基づき、下表の通り実施方針の策定の見通しを公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
（仮称）茨木市中学校給食センター整備運営事業	事業契約締結日から 令和21年7月（予定）	学校給食センターの整備、 運営事業	茨木市彩都はなだ一丁目 2番3、2番4、3番1	令和3年12月（予定） （本市ホームページに掲載）